

## 御意見の概要と御意見に対するデジタル庁の考え方

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令案」について、令和7年5月9日から同年6月8日までご意見の募集を行ったところ、16件の御意見を頂きました。

いただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下の通りまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

また、今回の御意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要に対するデジタル庁の考え方においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	口座登録法
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則	口座登録法施行規則
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	番号利用法

御意見の概要	御意見の概要に対するデジタル庁の考え方
<p>氏名、住所、生年月日及び顔写真の情報であれば、運転免許証や在留カードも内蔵している。また、税理士用電子証明書など、各認証局が発行する電子署名用の電子証明書も個人番号カードと同等の機能（カード代替電磁的記録）を有する。</p> <p>したがって、本人の顔写真が表示されている「個人番号カード」の交付を受けている者に限定する必要がなく、本人の氏名、住所、生年月日及び顔写真を送信できるカード代替電磁的記録送信用プログラムであれば十分といえる。</p>	<p>本件は、番号利用法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録による本人確認方法を新たに規定するものであるところ、カード代替電磁的記録は、個人番号カードの発行を受けている者に限り、その者の申請により、発行を受けることができることとされております（番号利用法第18条の2第1項）。</p>
<p>意見公募要領の別紙に「預貯金者に対して申請等関係文書を送付する者」とあります。この者とは、口座登録法第4条の3第2項第1号に基づき、金融機関が他の金融機関に委託して申請書等の提出を受ける場合の「他の金融機関」を指しているのでしょうか、またはこの理解は誤りでしょうか。</p>	<p>意見公募要領別紙の「預貯金者に対して申請等関係文書を送付する者」は、いわゆる本人限定受取郵便又はこれに準ずるサービスにより、預貯金者に対して、申請等関係文書を送付する者を指すものです（本改正後の口座登録法施行規則第4条の4第1項第11号参照）。</p> <p>なお、本件は、本人限定受取郵便等を交付する郵便局員等が、金融機関に代わって本人確認を行う場合について、写真付き本人確認書類の提示を受ける方法に加えて、新たにカード代替電磁的記録を用いる方法を規定するものです。</p>